大

知

子

北魏墓誌の銘辞とその撰文

―同一銘辞の問題を中心に―

ら浮かび上がった特徴的な事例について考察することで北魏 魏墓誌の銘辞を悉皆調査して全体的な傾向を示し、その中か 的な分析)と精読 では、量的研究を行い探索的データ分析を加え、遠読 ないことにあるだろう。この問題点を乗り越えるため、本稿 様々な情報のうち墓主の履歴以外の分析方法が確立されてい (質的な分析)を併用する。具体的には北 (数量

墓誌に新たな分析の視座を加えることを試みたい。

はじめに

果として李航氏が大変興味深い事例を紹介している。それは このように銘辞の形式や文体の研究が進む中、 中国において墓誌の文体に注目した一連の研究成果がある。 形式とその定型化の具体的様相が明らかになった。最近では に行ったのが窪添慶文氏である。この研究により北魏墓誌の 北魏墓誌の銘辞について最も基礎的で体系的な研究を最初 最新の研究成

論を除き等閑視されている。その要因は墓誌から得られる る墓誌の序文の精読が重視され、韻文形式の銘辞は一部の専 上述の利用法が中心であり、 手法の研究も徐々に増え始めているが、現状では依然として 近年では墓誌が出土文物であるという側面を重視した新しい り補うことが中心となっている問題点が指摘されて久しい。 誌の利用は諱や字、生没年、本貫、 合による修訂・補完作業の範疇を超えていない点や、北朝墓 している。その一方で、北朝墓誌の記事の内容は正史との照 北朝史研究において出土資料である墓誌は年々重要性を増 官職や家族についての記述があ 官歴、 婚姻関係などを知

東魏の王偃墓誌(武定元(五四三)年)と侯海墓誌(武定二東魏の王偃墓誌(武定元(五四四)年)が別人の墓誌であるにも関わらずほぼ同じ銘は、五四四)年)が別人の墓誌であるにも関わらずほぼ同じ銘は、銘辞がほぼ同一で序の一部も同一文言があることを指摘し、一方が偽刻の可能性もあるとしつつも、撰者が同一人物の可能性もあるとする。両氏が挙げた事例はすべて東魏であるが、実はその前の北魏時代に既に同様の事例があった。本稿では北魏における同一銘辞の存在について明らかにした上で、このような現象が起こる理由について、銘辞という韻文形式の文章が北魏ではいかなる人物により作成されてう韻文形式の文章が北魏ではいかなる人物により作成されてう韻文形式の文章が北魏ではいかなる人物により作成されてう韻文形式の文章が北魏ではいかなる人物により作成されて

第一章 北魏墓誌における同一銘辞

いたのかという点から迫りたい。

で扱う穆纂墓誌【史料1】と元端墓誌【史料2】のみであっ墓誌を悉皆調査してみると、完全に銘辞が一致する例は次節割合で存在するのだろうか。現段階で筆者が入手可能な北魏

あった。北魏墓誌には同族墓誌も多く存在するが、たとえ出 とも「昭成皇帝之八世」とすべきところを「七世」としてお 官も龍驤将軍・輔国将軍のどちらも従三品である。また両者 年同日(建義元年四月十三日・河陰の変)に死亡し、 は、墓誌の序の祖先の記述は完全に同じであり、若くして同 あげると、元悛 が大多数である。 身や官職が似通っていたとしても、 として一八四三七語抽出し、うち同一の熟語は三〇三八語で あり、残る一五三九九語 んど無かった。 さらに墓誌文の配列も曽祖・祖・父の妻は改行して一文 むしろ他の墓誌の銘辞と同じ熟語を用いることすらほと 具体的には北魏墓誌の銘辞部分を二文字熟語 【梶山目録四二九】と元愔【史料5】 生前の出身や官職が極めて類似する一例を (約83.5%) は一回のみ 同じ銘辞を使用しない の使用で 死後贈 の兄弟

二四句の銘辞の熟語は一つも同一表現が無いのである。えられた可能性が高い。これほど共通点が多い墓誌ですら、字下げる形式であることから、兄弟で情報が共有され形が整り、さらに墓誌文の配列も曽祖・祖・父の妻は改行して一文

ではこのような同一銘辞の具体的な事例を検討する。用いた銘辞を持つ墓誌も数は極めて少ないが存在する。次節合がほとんどであるが、一方、同一もしくは類似する表現をこのように北魏墓誌の銘辞は他人と同一表現を使わない場

(一) 穆纂墓誌【史料1】と元端墓誌【史料2】

以下の【史料】は【梶山目録】に掲載された著録をもとに以下の【史料】の重複する表現はゴチック体で示す。に改めてある。【史料】の重複する表現はゴチック体で示す。 □は判読不明の文字を示す。なお本稿の主眼は墓誌の用語の 異同についての探究にあり、内容を精読する質的研究は補完 的に行う。そのため序の一部を省略し、書き下しは論旨に関 かる部分のみに止める。

【史料1】 穆纂墓誌銘【梶山目録二四五】

命。 公、 乃作司徒、 馬都尉長成之子。 貞公崇之後、 冠軍将軍・ 散騎常侍正国之孫、 君諱纂、 九言剋慎。 魏故東荊州長史・征虜将軍・ 盛簡門彦、 不復具詳焉。 又南荊州刺史桓叔興蠻夷狂勃、 蘊衆美而成妙。 字紹業、 而五品剋遜。 固自幼如老成、 以備行参軍。 君資岳濁之秘霊、体重明之純粹、 洛陽人也。 高祖跋、 至如孝踰江夏、信重黄金、 其徳礼葳蕤、 形於岐嶷矣。 爰登太尉、 侍中・大尉公・黄鉞将軍 時有結駟而求者、 潁川太守穆君墓誌銘 背国重恩、 洪勳彪炳、 而七曜貞明。 皇子高陽王之為太尉 司徒左長史・駙 帰投偽主。 君高枕而応顕 既陸離於篆 百練不銷 挺琳琅以 曽祖寿、 宜都 時

朽、 氏、 た、

徳音恒新

朱帳漸疎、

白楊已親。

勒銘九泉、

川馥清塵、

金石雖

曀 恩。 半雲、荒丘蕪没、 斯名、君之立徳、恭允篤誠。秋月開霄、子与分明、 俱揚。其辞曰、惟海之淵、惟岳之浚、渰湛万尋、蒙籠千刃。 之雄光。何以述之、銘石泉堂。素骨逐玄泉而尽、清風与白日 呼哀哉。 芳枝、落中天之素月。春秋卅、 若使永保遐齡、 雲水、皆率然巧妙、辞旨攸攸。先覚之士、盛以為王佐之才。 旌挽飄飄、 方崇上爵、以副含章、 漢、子与分貞。瞻彼洛矣、其水汪汪、叔度百頃、君亦洋洋。 寔生夫子、因心作訓、総角金箱、 問繽紛、 十八日丙辰卒於京師宜年里宅。 君又好文而能武。 召君為東荊長史、 士不銜枚而自嘿、 為是啼人。 君秀而不実、中遇厳霜、 相望於路。廿八日丙寅遷窆景陵之右、 悲悲慄慄、 未可知也。**而昊天不弔、景命云徂、** 倒月如電、 文隨風挙、武逐雲奔。若乃鋒談電飛、 寒璲無春。 加前将軍、 如何如何、哲人其亡。長楊森聳、高松 不悟黄埃、 馬闕袜而能強。 崩流迅疾、天地詎央、君生已畢。 統軍追賊。 何其一旦、此地安君、 朝廷追傷、特贈潁川太守。弔 以大魏正光二年二月己亥朔 覆君素祑。 栽冠玉振。昔在簡子、有珍 **曽落顔生之盛彩、復没天子** 追戦剋捷 君弛文振武、 生栄死哀、 往而不反、 横尸 折玉嶺之 暮! 長松入 掩路。 興連 嗚

史料2 元端墓誌銘 【梶山目録四三三】

量力、

敢聚

、蟻徒、 匝

侵勃州境。

傾国従戎、

連勢遠集、

柵

囲

|城数|

強心固志、

規

攻剋。

君

祗

順

所

履

戮 重営畳 分王

威恩早著、

風綏以礼。

士不銜枚如嘿、

馬不味如無声。

師

刺史元公墓誌銘 魏故使持節 儀同三 司 都 督相州諸軍事・ 車 騎大将軍 相州

事、 太一之純気、 帝之孫、 君諱端、 故以地載群流、 丞相 字宣雅、 稟列聖之余塵。 ・高陽王之長子。 河 乾覆万像、 .南洛陽人也。 業賞貞固、 其神迹杳妙之形、 篆自帝経、 其先道武皇帝之胤、 風機萌於夙心、 **彣於方策矣**。 皇基浩汗之 献文皇 発自 君資

服其風流、 籍、 国策子集之書、 朝野欽其意気。 覧則執其帰、 至如孝踰江夏、 再聞則悟其致。 信重黄金、 所以遠邇 百練不

兒童之時、

故以麟

止其儀、

而殊於公族者也。

及五典六経之

銷

九言剋順。

固自幼而老成、

形於岐嶷矣。

宣武皇帝訪挙皇

彦、 枝、 扇 以華鳳 擢君 転除太常 為通直散騎常侍・鴻臚少卿。 閣 聊、 召君為散騎侍郎。 常侍如故。 莅之撫誨、 孝明皇帝初祚万国、 以在棘瑜名、 礼楽翔穆、 瑤響遐 清風遠 推賢間

其教也、 著、 青州刺史。 声 聞海嶽。 不猛如成、 君乃声金辞闕、 又遷散騎常侍・安東将軍・都督青州諸軍事 其政也、 肅駕東轅、 不厳如治。 玉軑載途、 弓旌亦発。 即為度支

軍事・ 寇乱、

兗州刺史・ 民情勃逆、

当州都督。

而偽賊羊烏兒、天欲喪乱、

迷不

都官二曹尚書。

則能禁闥清諧、

百揆修緒。

至孝昌五年、

魯地

迴軒入朝、

以君威名遠震、

除為撫軍将軍·

都督兗州諸

師衆桓桓、 略、威恩早 駆、 雖陳韓子房、 落中天之静月。 夫・安徳郡開国公。 能論其光歟。 徳于千載之下、 成京観、 斑 齊、 鼓外潰。 俠纊之衆、 獲将献俘、 軍徒肅銳、 徽遂集、 論策語謀、 功堅易於折枯、 泄雅亮於八区、 人百其勇、 千有余級。 而昊天不弔、景命云徂。 更遷散騎常侍・鎮軍将軍・金紫光禄大 有苦同芳、 何以過焉。 以実禦危、 震威猛於四裔。 摧強甚於湯雪、 実乃殊機異詭、 矢石共当、 故能建功于百代之前、 雲鋒蹔震、 軍賞不足、 折玉嶺之芳枝、 **豈窺管韜天所** 偃骸積尸、 応時剋捷 誓旅前 私財 也 垂 野

故。 儀同三司・都督相州諸軍事・車騎大将軍・相州刺史、 戊子卒於邙山。 以七月十七日壬申遷窆於邙山之陽。 春秋三十六、大魏武泰元年四月戊子朔十三日 化治績於平辰、 震栄名於身後。 往而不返、 故贈使持節 嗚呼哀 開 玉 如

海之淵、 揚。 訓 光。 哉。 総角金箱、 乃鐫乃堅、 君秀而不実、 何以述之、 惟嶽之峻、 式冠玉振。昔在簡子、 乃日乃遠、 銘石泉堂。 中遇厳霜、 **渰湛万尋、** 以図髣彿、 素骨遂玄泉而尽、 曽落顔生之上彩、 蒙籠千刃。 寄舒玉篆。 有珍斯名、君之立徳: 寔生夫子、 青風与白日俱 復没夫子之雄 其詞曰 因心作 惟

如電、 洛矣、 贈司空公、 白楊已親。 寒遂無春。 恭允篤成。 不悟黄埃、覆君素袟。生栄死哀、自古先民、朱帳漸疎、 如何如何、哲人其亡。長楊森聳、高松半雲、荒丘蕪没、 其水汪汪、 崩流迅疾、天地詎央、君往已畢。旌挽飄飄、悲歌慄 勒銘九泉、 何其一旦、此地安君、墓門風咽、為是啼人。倒月 秋月開霄、 謚曰文。 叔度百頃、君亦洋洋。方崇上爵、以覆含 維大魏建義元年歲次戊申七月丙辰朔十七 子与分明、長松入漢、子与分貞。 以馥清塵、金石雖朽、徳音恒新。 又追 瞻彼

と、穆纂の出身は胡族八姓であり、死後贈官は征虜将軍(従と、穆纂の出身は胡族八姓であり、死後贈官は征虜将軍(従いする抽象的な修辞部分に同一箇所が見られる。そもそも銘とする抽象的な修辞部分に同一箇所が見られる。そもそも銘とする抽象的な修辞部分に同一箇所が見られる。そもそも銘とする抽象的な修辞部分に同一箇所が見られる。そもそも銘とする抽象的な修辞部分に同一箇所が見られる。それで表現する。

実はこの両墓誌の銘辞と同じ表現を用いる墓誌が他に二つも高いにも関わらず、同じ銘辞が用いられたと言える。

ある。それは次にあげる穆彦墓誌と趙暄墓誌である。

【史料3】 穆彦墓誌銘【梶山目録四七七】

魏兗州故長史穆君墓誌銘

之曽孫、 崇之後、 氏胄之興、 君諱彦、 使持節・寧西将軍・秦州刺史国之孫、 侍中・司徒公・太子太傅・駙馬都尉・宜都文宣王寿 字世略、 煥乎方冊。侍中・太尉公・黄鉞大将軍・ 河南洛陽 人也。 其先藉聖開 基 中山太守仁之 憑霊慶 宜都貞公 緒

日壬申。

輝、 蒙籠千刃。誕生夫子、金香玉振、 子。…(中略)…其辞曰、惟海之淵、 淪光已逝、 秀萼、烈烈□姿、九夏蓊蔚、 良木其折、 人謝名飛、 終□長悲。 景行流恵。 玄夜芒芒、 三冬葳蕤。 永安二年歲次己酉十二月戊 徳冠時儒、 幽庭萌萌 惟岳之峻、湛淡万尋、 如何如何、 道光世訓。 在生未尽、 旦 英英

【史料4】 趙暄墓誌【梶山目録四七六】

申朔廿六日癸酉。

君諱暄、字陽奴、河南洛陽都郷永建里人也。魏故平遠将軍・左中郎将趙君墓誌銘

君稟質太虚、

資

両者は祖先や経歴が異なり、

元端の方が圧倒的に身分も官爵

開国郡公(一品)、

死後贈官は車騎大将軍

(従一品)

である。

である。

一方、

元端の出身は北魏宗室であり、

洛、 散 道、 霊誕秀、 痛許黄埃、 速、 無 如何哲人、忽臻其亡。 篤 智標群伍、 頑、 澄心造化、 光流迅疾、天地詎央、 其水汪汪、嵩度百頃、 志懷孤立、 冥冥両儀 秋月開宵、 何期一旦、此地安君、 遊帙専精、 体智淵凝、 **覆君素**帙。 熟焉与及。 允運無為。 敷演墳経、 邈哉沖趣、 君与分明、 寸陰斯慕、 志邈山海。 修楊森聳、層松半雲、蒼芒原隰、 塁塁墳壟、 在昔顏子、 安安処世、 君生已畢。 君亦洋洋。方崇上秩、 儒林献捐。 至矣難知。 長松罩漢、 墓門風噎、 言貴興談、 … (中略) …**其**辞**曰、** 崱崱荒榛、 有珍斯名、 陶陶雅素、 旗挽飄飄、 応義如響、 寔生夫子、 君与分貞。 埏戸無聞。 笑嘲非 枯条解葉、 君之令淑、 静居幽館、 務。 悲歌慄慄、 玄情洞十、 徳表於斯 顕副彜璋、 **瞻彼**伊 芒芒大 霊魄電 独 恭敏 寒遂 抜中 書琴 朽草

み・墓誌を刻む表現部分が特に重複が多い。
あしくは類似し、後半部分の本人の優れた資質・逝去と悲しの部分が同じ表現である。趙暄墓誌は六四句中三○句が同一穆彦墓誌は二二句中七句が同一もしくは類似し、最初の祖先

の四墓誌で銘辞の同一表現が見られたが、北魏墓誌で

以上

はこのような事例は他にも存在する。

(二) 元愔墓誌【史料5】と張愗墓誌【史料6]

魏故輔国将軍・広州刺史元君墓誌銘

【史料5】 元愔墓誌

【梶山目録四三〇】

侍・ 事 親 曽祖諱於徳、 将軍・義平子・北平太守。父諱逸、 南陽張氏。 司空・文憲公、 都督冀州諸軍事・衛将軍・冀州刺史。 祖諱暉、 選部給事・寧西将軍・ 領州刺史。 字景襲、 使持節・侍中・ 祖親遼東公孫氏。 字伸儁、 冀州刺史・ 母 使持節・散騎常 頓丘 都督中外諸軍 河間公。 父順 李氏。 曽祖 振威

詔贈輔国将軍・仮節・広州刺史。粵以其年七月丙辰朔十二日元年四月十三日卒於河梁之南。天子言念永往、悼惜於懐、有元年四月十三日卒於河梁之南。天子言念永往、悼惜於懐、有平、侍中・車騎大将軍・司空・武邑郡開国公。君諱愔、字士平、侍中・車騎大将軍・司空・武邑郡開国公。君諱愔、字士

勒銘九泉、

讃述康辰、

金石雖昧、

徳音恒新

黄 永閟巌場、 禍。 世載清猷、 巨 丁卯窆於洛陽西卌里長陵西北十里西鄉瀍源里瀍澗之浜。 扉 招搖南極、 行遵長薄、 曳裾青瑣。 望茲為侶、 若遷陵谷、 赤水東流、 将帰寿堂、 既曰無双、 匹此成儔。 有昭余芳 哀哀黄鳥、 三珠粲爛、 方期独坐、 名則由人、 蕭蕭白楊。 八桂幽繚。 忽矣逢災、 義実在我 千秋万古 亦有君子 遽然遘 屣履

【史料6】 張愁墓誌【梶山目録四七三】

魏故軽車将軍・汝南折陽二郡太守張府君墓誌銘

曽祖騰、 莫験、 交駛、 聯 愛樹増輝。 扉、 台耀重肩。 祖、 州別駕。 既歌行止、 哀哀黄鳥、 澐澐積石、 汲郡修武人也。 福善徒空、 板辟双馳、 父做、 冠軍将軍・兗州刺史・共県侯。 於穆伊公、少挺瓌奇、 方践雲術、 (後略) 蕭蕭白楊。 亦厲霜威。連登千里、 峨峨極天。是唯洪族、 召為洛州都、 猗伏奚在、 … (中略) …其詞曰、 陟州府、 輯亮天工、 千秋万古、 逢此鞠凶。 名実兼宜。爰初昇朝、 後除河南県令。 追風禹跡、 忠孝発性、仁譲生知。 異壌攸帰、 永閟巌場、 世誕英賢、 祖光、 行遵長薄、 玄岳幽藹、 襲義軒蹤。 君諱愁、 陳郡太守・洛 若遷陵谷、 温留南服、 槐蔭既茂、 将帰寿 聞道黄 泌緒蝉 箋帛 字孟 禍淫

汲郡張氏は漢人寒門であり大きく身分が異なる。の悲しみと墓の情景を述べた部分が重複する。元氏は宗室、の悲しみと墓の情景を述べた部分が重複する。筑辞最後の死ゴチック体で強調した八句がほぼ同一である。銘辞最後の死元愔墓誌の銘辞は二四句、張愁墓誌は三二句であり、うち

なる墓誌間の同一銘辞の事例があったことが確認できた。以上の事例を通じ、東魏より前の北魏墓誌において既に異

代表的な墓誌とは異なる字形であったと指摘されている。

れる端正な楷書で刻まれているのに対し、

穆纂墓誌は北

魏の

が多いためである。字形については元端墓誌が北魏体と呼ば

のように 【史料1・2】 は墓誌の大きさ・文字数や配列・字

第二章 同一銘辞を持つ北魏墓誌の真偽に

ついて

纂墓誌は縦五五 里出土である。 墓誌は洛城西北水泉村出土、 する必要がある。まず(一) ×二六行、 cm であり、 高いと言えよう。 性はないが、 ついて確認したい。『洛陽出土石刻時地記』によれば、 可能性である。そのため最初に墓誌の真偽について明らかに ついて真っ先に疑われるのが銘辞を模倣して作られた偽刻の 異なる墓誌であるにも関わらず同一銘辞が見られる理由に 元端墓誌が三四字×三三行で、 後者の方が大型である。これは穆纂墓誌が二六字 全く出土情報がないものよりは真刻の可能性が 近年の考古学的に発掘されたものほどの信頼 cm 次に墓誌の大きさについて比較すると、 ×横五三㎝ 0) 元端墓誌は洛陽城東北北溝 元端墓誌は縦七〇 【史料1・2】の出土状況に 後者の方が文字数 cm ×横六九 穆篡 穆

お り³ り、 るが、 記が漢族の単音節に改められた可能性が指摘されている。 崇の諡を「貞」とするが、『魏書』では「丁」となっている。 誌 る。 後に 頼性を高める記述と言えよう。なおこれら三墓誌はすべて于 のように穆氏墓誌では『魏書』の記載と異なる表現が散見す 書』では「 観 された際に諡が改められた可能性が指摘されている。また穆 討することが可能である。 右任が所蔵し、後に西安碑林に寄贈されており、 「魏書」 『魏書』と諡が異なる理由については孝文帝期に穆崇が配饗 の字を穆纂墓誌は「跋」・穆亮墓誌は「闥」とするが、『魏 【史料3】という親族の墓誌も出土しており、 墓誌でしか知り得ない情報を含んでいるため、 巻二七にも穆氏の記述があるため、 穆纂墓誌については穆亮墓誌 【史料1・2】 墓誌の方がむしろ官歴が詳細であり信頼性が高まる。 次に元端墓誌について、【史料2】の官 整合性のある説明ができ、 卷二一上 **| 闥抜」となっている。これは鮮卑語の多音節の表** の列伝と比べて一つ多いことが指摘されて の記述内容に矛盾や破綻が無いか検討す これら三方の穆氏墓誌は祖先の穆 鮮卑語に関する知識があ 【梶山目録五三】・穆彦墓 祖先の記述を比較検 職 さらに 原石が存在 の記載は むしろ信 ح

> 年、 ŋ 32 「上爵」は北魏墓誌の銘辞では他の用例はないが、 使われたことになる。 め 過程について時系列で考えてみたい。 埋葬時期が近く、 さらに元端墓誌は元端妻馮氏墓誌と同時に出土した記録 い官職)」とし、本人の事績に合う形に直された形跡がある。 【史料4】は無爵であったため「上爵」の部分を「上秩 公であるため、元端にふさわしい表現になる。 も無爵なので襲爵する予定も無かったが、元端は安徳郡開国 前に死んだ)」という表現について、 い。まず「方崇上爵 先に穆纂墓誌が撰文され、 偽刻の可能性はかなり低くなるだろう。 元端は武泰元(五二八)年に死亡し埋葬されているた 出土場所も同じ洛陽ということから、 (上位の爵位を受けるべきなのに、 続いて銘辞の内容について検討した 後の元端墓誌にて同 穆纂は無爵、父 穆纂は正光二(五二一) そこで両墓誌は なお趙暄墓誌 序では司 一銘辞が (長成 その 撰文 があ (高

形

が異なるため、

単純に模倣した偽刻ではないと言える。

最

な胡族八姓は有爵者の割合が高く、 (33) ŋ 孫、 馬悦墓誌 琅 先是庶姓猶王、封琅琊王。故貞康二世、 邪王に封ぜらる。故に貞康二世、 上 康王の第三子なり。 爵は王爵を指して用いられている。 【梶山目録一〇七】に「貞王之孫、 是れより先に庶姓、 穆纂が爵位を保有する可 并て上爵を申ぬ)」とあ 并申上爵 ただし穆氏のよう 康王之第三子。 猶お王たりて (貞王の

集し、 緒」は八例、 その結果、使用頻度の高い語として「君王」は十二例、 端墓誌の銘辞には北魏宗室の顕著な用語がみられないことは 比率は約二割なので大半は使われていないが、少なくとも元 かった。 例あったが、これらの語は元端墓誌では全く使われていな® の点について検討するために、北魏宗室墓誌計一三六件を収 られる。 能性は高かったため、 銘辞における宗室独自の特徴的な表現を抜き出した。 特徴語が用いられた宗室墓誌は一三六件中二七件、 では銘辞の内容は元端にふさわしいのだろうか。こ 「王孫」は五例、「公子」は五例、「惟王」は三 (※) このような表現が用いられたとも考え 一帝

内容については先述したように祖先の諡を「貞」とするなど さは縦四三四 であり、 4】について検討する。 (五二九)年一二月二六日の埋葬、 続いて【史料1・2】 于右任所有の後、 ×横四 五. cm と一部の銘辞が重複する まず穆彦墓誌【史料3】は永安二 で、 西安碑林に所蔵されている。 穆纂墓誌よりも一回り小さい。 洛陽城北白鹿荘村南 【史料3・ 大き 出 王

指摘できる

呂達 使い回す場合も稀ではあるが存在している。 たとえ兄弟であっても銘辞は異なる場合が一般的 【梶山目録四九七】 (通) 墓誌 【梶山目録三一五 の親子墓誌は銘辞が同一であり、 (三一○)】と呂仁墓誌 最後に趙暄墓誌 であるが、 身内で

と比べ官位が低い。内容については趙暄の経歴に矛盾点はな する。大きさは縦横とも六三皿である。 南趙氏で、死後贈官は平遠将軍 【史料4】は永安二(五二九)年一二月二四 九九八年洛陽市孟津県出土、 原石は洛陽古代芸術館に現存 (四品) 趙暄は家格の低い であり、 穆纂や元端 日 埋 河

姻戚関係・子孫の記載が無い。 れていない情報がある。 後半部分のみ銘辞が重複したと考えられ 前半も祖先に言及しておらず、そのため【史料1・2】とは 官職を持つ家系が存在しなかったためとも考えられる。 序は墓主の記載のみであり、 これは家格が低く特筆すべき 袓 銘辞 先

る

字の配列や祖先の記述が同じであることから、おそらく兄弟 寄贈されている。 所の詳細は不明であるが、 次に (二) について、元愔墓誌【史料5】 第一章でも述べたように元悛墓誌と序の文 于右任が所蔵し、 は出土時 後に西安碑 期

使 袓

い回した状況が想定できよう。

墓誌でしか知り得ない情報を持つ。

|先は共通することから、

穆纂墓誌を原本とし祖先の部分を

穆纂と穆彦は兄弟であり

なお前章で指摘したように

北魏墓誌では趙暄墓誌にのみに見られ、この墓誌にしか記さ

むしろ序で本貫として記された洛陽の里名の「永建」は

く

で同じように製作されたと考えられる。大きさは縦六○㎝×

みなしていない。大きさは縦横とも四七㎝である。 時期も原石の所蔵も不明である。なお先行研究では偽刻とは6】は墓誌の埋葬地から河南省洛陽市出土とされるが、出土横五八㎝で、最後の二行分に空白がある。張愁墓誌【史料

かにすることで、問題解決の糸口としたい。とれている。本稿では北魏墓誌の銘辞の書き手を具体的に明ら李航氏は東魏墓誌については同一撰者による使い回しを想定を対していとすればなぜこのような現象が生じるのか。

《書き手》について《三章》北魏墓誌の銘辞および誄の撰文者

察し、墓誌の事例を補うため誄の撰文者についても検討する。本章ではまず北魏墓誌の銘辞を作成した撰文者について考

一)北魏墓誌の銘辞の撰文者

北魏墓誌の撰文者に関する先行研究を確認しておく。

北魏

(祖先や本人の資質などの順序)といった墓誌情報が一斉にになることから、北魏政権の積極的な指導のもと銘辞の形式ことが知られている。特に宗室はほとんどが墓誌を持つようでは洛陽遷都後に銘辞を持つ墓誌が突然出現し、一般化する

る。具体的な北魏墓誌の製作過程は、喪家が作成した行状を作成され、モデルとして影響力を持ったことが想定されてい作成され、モデルとして影響力を持ったことが想定されてい共有された可能性が指摘されている。その嚆矢として太和共有された可能性が指摘されている。

に女性や胡姓(異民族出身者)に顕著であった。 ただし北魏では撰文者の名が記される事例は少なく、明記さ れる事例が増えるのは唐代中頃以降である。また唐代前半期 には墓誌銘制作のための文例集が存在し、同一銘文墓誌が特 に対し、明記さいう順である。

北魏ではいかなる人物が序や銘辞を撰文するかについて、

魏宏利氏は朝廷の指定(史臣)→墓主の親族→墓主の友人→親族が他人に依頼→墓主が自作の順に多いことを指摘する。馬立軍氏は墓主の親族・友人→朝廷が史臣に命じる→墓主の

墓主の部下→墓主と無関係に依頼の順とする。本稿では特に

名、漢族が二二名、胡族が二名、不明が十二名である。それの撰文者が判明する事例は計四〇件であり、内訳は宗室が四の撰文者が判明する事例は計四〇件であり、内訳は宗室が四の撰文者が判明する事例は基づく。これによれば、銘辞の撰文者が出りに関いるため、銘辞の撰文者を確認する銘辞に着目して分析しているため、銘辞の撰文者を確認する

時系列に並べると、

友人 (3 - ①漢人名族)→

·墓主と

|関係

ぞれの詳細について五点に分け検討したい

盛美、 隋でも同様の事 序と銘辞を別人が記す事例は三件だが、 別人が撰文という可能性も考えられよう。 全て異なる表現である。 られた北魏楊氏墓誌の六方は序の最後の部分がすべて「永言 頼したことが想定できよう。 的 り行状に基づき作成できるが、 3 素養が必要であり、 以刊 5 序と銘辞を別々に作成する事例が (もしくは刊諸) 例 が この理由は、 ある。 異なる能力が求められるため別人に依 この事例から序は同 玄石」となってい たとえば同時期に同 韻文形式である銘辞には文学 序は墓主の経歴が中心とな 南朝 なお北魏墓誌では ある 、 る が、² 撰者、 陳の墓誌や、 にじ場 2 銘辞は 銘辞は 所に葬 (11)

とするが、【表1】から判明する宗室墓誌の銘辞の撰文者を第二、先行研究は特に北魏宗室が墓誌を積極的に作成した

明) 式と内容が整っており、 七代宣武帝初期は漢人が作成していたが、 ⑪漢人名族と寒門)→親族 (2-⑧弟)→墓主と無関係 年作・三二旬である。 五二五年作・二四句、 室が作成しはじめる変化が読み取れる。宗室が作る銘辞 (5-②漢人寒門?)→親族 『魏書』巻十五、昭成子孫列伝、 →親族 (2-⑤弟)→史臣 ⑧は五二八年作・二六句、 方、 2 ① は 五 $\widehat{2}$ (5-⑦漢人名族)→部下 正史から判明する事例として、 (2-①弟)→部下 (4 常山王遵伝附寿興に、 ⑪弟)となる。 1 2 四年作・三二句、 宣武帝末期から宗 ③ 不 ⑪は五三三 すなわち第 ·明) ↓ $\widehat{4}$ ⑤ は <u>®</u>不 は 形 族

時、 誌銘を作りて日 有れども時無く、 寿興命筆自作墓誌銘曰、 其年不永。」余文多不載。 < 其の年永らえず」、と。 洛陽の男子、 「洛陽男子、 (寿興、 姓 は元、 姓元名景、 筆を命じて自ら墓 余文多けれ 名は景、 有道 道 無

も載せず。)

長い銘辞を作った可能性もある。なお宗室の学問教育が本格る文は多いが掲載しない)」とあることからこの四句より更に自らの墓誌のために銘辞を自作している。「余文多不載(残とある。元寿興は宣武帝期に無実の罪で刑死させられる場で

句 詩⑰ 室自身が次第に銘辞を撰文するようになったと考えられる。 している。このような孝文帝期からの素地を背景として、 的に始まったのは孝文帝期とされ、 では孝文帝や漢人名族とともに宗室の彭城王勰も作詩 「縣瓠方丈竹堂饗侍臣聯

ると、 後、 していた可能性も考えられる。 辞麗句が加えられるようになったようである。 が担う事例もある。 れる場合もあり、 りのある人物も選ばれるが、 の関係性においては撰文しておらず、その場合は漢人に依頼 事例が少ないため断定は躊躇われるが、 による撰文であり、 墓誌文の材料となる行状の段階から名文家に依頼し、 宗室は墓主の兄弟としては銘辞を撰文するが、 宗室の妻は事例が4-①・③の二件だが、夫の部下 5 なお漢人名族の場合は孝文帝の姓族詳定 時期は宣武帝~孝明帝初期に該当する。 ⑨のように

北地三才と

称される名文家 墓主と明確な繋がりが無く選ば 関係性は友人や部下など繋が 第二の結果も踏まえ その他 美

ち諸人の下に処るとも、

文は諸人の上に出ず」、と。

に景の文を以て石に刊す。)

た。一方、漢族は姓族詳定にて最高位とされた五姓から家格^(g) 非漢族は宗室および宗室十姓という高い社会階層のみであっ 低い 寒門まで様々な階層がみられた。 撰文者の社会階層は漢族と非漢族では違いがある。 この点について、

0

魏書』

卷八三、

常景伝に、

所を以て最と為し、乃ち奏して曰く、「常景の名位は乃 宗、 肇、 に私託して各々碑銘を作らしめ、 名位乃處諸人之下、 世宗季舅護軍将軍高顕卒、 宗の季舅、 宗悉付侍中崔光簡之、 ・并州刺史高聡・通直郎徐紇各作碑銘、 悉く侍中崔光に付して之を簡ばしめ、 (常) 景及び尚書邢巒・并州刺史高聡・ 護軍将軍高顕、 文出諸人之上。」遂以景文刊石。 光以景所造為最、 其兄右僕射肇私託景及尚書邢 卒し、 並びに以て呈御す。 其の兄、 乃奏曰、 光 右僕射 並以呈御 通直 景の造る 郎 「常景 徐紇 高 世 # 世

み取れる。 が、 終的に撰文が採用されている。これは墓碑の事例ではあ たところ、常景は名位は低いが他者より名文を作ったため最 とある。宣武帝の外戚の高肇が弟の墓碑の銘文を執筆依 られる。 あったため漢族では様々な社会階層が見られた可能性が考え 当時は優れた作品を優先的に選ぶ場合もあったことが読 墓誌の撰文についても名文を基準とする場合も 傾し る

兒墓 第 五 志 同 撰文者 撰者が同一銘辞を作るとは限らない。 の常景は後に元鷙墓誌 【梶 1 Щ 目 ① 王 録

鍾

遂

辞を比較すると、 六二〇』・興和三 王鍾兒墓誌は四〇句、元鷙墓誌は七二句で (五四 一) 年でも撰文している。 両者 の銘

みで、 あり、 曲阜、 凝らし表現を変えている。 れた文を作った逸話があり、そのような撰文者は文に工夫を 揚名述始、 0 出身が大きく異なるが、 61 風景・刻石の部分でさえ、前者は「泉幽閟景、 前者は出家した仏教徒、 他の部分は表現を変えている。 文の長さが異なるだけではなく内容も重複してい 鬱鬱佳城」とし、 勒石追終」、後者は「山門風烈、 「隴首(墓の丘の頂)」が共通するの 出身の差に関係の無い銘辞最後の墓 後者は北魏宗室であり、 常景は先述した如く優 隴首雲驚、 隴首棲風、 墓主の 累累

ている。 章にて指摘したように北魏墓誌銘辞の二字熟語の約83.5%が ようの無いことである。 [限り使用されていたことから、基本的に表現を変化させ このような状況からみれば同一 ではなぜ同一銘辞が生まれるのであ また優れた文士のみならず、第一 銘辞の存在は起こり

い回しはいわゆる手抜きの現象と考えられる。

人生を歩んだ人物は存在しないからである。

従って銘辞の使

代に誄を撰文できる文士多く存在したことが分かる。

洛陽遷

全く同じ

0

ろうか。この点は推測するしかないが、

別人の墓主に対して

言一句同じ銘辞を用いることは善意によるものとは考え難

なぜなら銘辞は墓主の人生を描くものであり、

北魏の誄の撰文者

な

るが、 ŋ 要になると考えられる。もちろん両者の機能は厳密には異な これも役割が近い故の現象であろう。このような近似した文 を持つ。魏晋南北朝に入ると誄と墓誌・墓碑は補完関係とな 誄という故人の生前の行いを褒め称えた文章が近似する性質® 誄の撰文者についても検討することで理解の一助としたい。 であるため、 n ば、このような文は墓誌の銘辞に限られるものではなく、 死者のために作成する韻文形式の銘文という特徴を踏まえ 両者の盛衰の相関性が高まることが指摘されているが、 ⁽³⁾ 北魏墓誌から判明する撰文者の事例数が少ないため、 誄と墓誌の銘辞の撰文者は同様の作文能力が必

よび彼を重用した馮太后への阿諛追従や文士同 の競い合いなどが考えられるが、 同一人物のために百余り誄を作る理由は、 ために誄を作った文士が百人余りいたことが示されている。 文している。 漢人名族の勃海高氏である高允 洛陽遷都前 【表2】は北魏における誄の撰文者である。 (平城時代)の事例は二件ある。まず事例1では 次に事例2は王叡の死 (三九〇~四八七) 少なくともここから平城時 (四八一年)の後、 恩倖である王叡お これによると、 士の文章能力 が誄 彼の を撰

に漢人寒門の彭城劉氏である劉懋の誄が称賛されていた。 平が誄を作成していた。 できる。 は四九八年に死亡したため、 景明年間 である李仲尚が二十歳で李沖のために誄を作っている。 史の任に当たった人物である。 書』巻六二本伝に「家世寒微」と描写される寒門出身で、 あ あってこそ可能だったとも考えられる。 都後の北魏墓誌の突然の増加はこのような文士たちの存在が 四 五 事例3は頓丘李氏の李彪 事例5は熙平元 (五〇〇~五〇四) に二五歳で死亡しており、 应 无 九 の死後、 事例6は熙平二(五一七)年より前 五一六 誄を作成している。 四九八〜五〇一年の作成と限定 事例4は漢人五姓の隴西李氏 (四四四〜五〇一)が宋弁 年より前に頓丘李氏の李 遷都後の事例は六件 李彪は 李沖 彼は **「魏** 修 事

丘李氏であり、【表1】の5-⑧でも頓丘李氏が漢人名族の例も出てくるという変化があった。なお漢人のうち二名は頓門が中心となって誄を作成し、北魏末では宗室も作成する事撰文者を時期ごとにみると、まず文才のある漢人名族や寒

いる。

五三二~

五三四

年

より前に北魏宗室の元延明が撰文して

海

封

氏

てあ

る封偉

伯が

撰文してい

る。

事例

8は

出

帝勃

例7は正光年間

(五二〇~五二五年)より前に漢人名族の

誌 摘されている。 ていたが、 り誄文の撰文についても墓誌と同様に、 や賓客との交流により培われたことが指摘されている。 興味深い。また唯一の非漢族である元延明は北魏宗室の中で との交流も活発であったことが推測される。ちなみに元愔墓 エリートの宗室が自ら撰文するという流れが看取できよう。 も特に学問芸術に優れた人物であり、 える一族に銘辞を撰文したのは、 は南朝からの亡命貴族である琅邪王氏の王肅であることが指 琅邪王氏の銘辞を作成している。 【史料5】は母が頓丘李氏である点も撰文者を考える上で やがて彼らと交流を深め文化的素養を培った鮮卑 頓丘李氏がこのような墓誌文化の盟主とも 北魏へ墓誌文化を伝えたの 文化的素養が高く他の名族 それは漢人名族 はじめ漢人が撰文し の僚属 つま

第四章 北魏墓誌の同一銘辞の撰文者に

V

地も洛陽一帯であるため、穆纂墓誌が原本となり、ほぼ同年(一)の四方の墓誌はすべて五二〇年代の制作であり、埋葬え、第一章で扱った同一銘辞が存在する問題に戻りたい。第三章で行った墓誌の銘辞や誄の撰文者の分析結果を踏ま

「小子仁、 達 る。 ŋ n 能性が高い。 墓誌では正しく「峻」 が が 序の一部と銘辞全部が元端墓誌に使い回され、さらに銘辞の 大過ないだろう。そうすると漢人が穆纂墓誌を撰文し、 は皆無である。よって、 ていた。 が撰文者となる場合は、 この時点では撰文者の多くは漢人であり、 魏宗室と宗室十姓のみであった。また、 五二一 使い回した可能性と、 できた別の人物が模倣した可能性があるが、 部が兄弟の穆彦にも使い回されたと考えられる。 通 家柄 趙暄は漢人寒門であり、 誤字がな 穆氏は胡族八姓に該当し、墓誌の撰文を行った事例 は東平出 や職 懼世代之遷貿、 年の作成である。 最も作成時期の早い穆纂墓誌の誤字 なぜなら別の人物が墓誌を見て模倣したのであ 位 修正されずそのまま模写されるはずだからであ が 身の家柄が低い漢人であるが、 庄 倒的 に修正されていること等から前者 何らかの手段で穆纂墓誌を見ること 穆纂墓誌は漢人が撰文したと考えて 兄弟など親族のための撰文に限られ に低い。 恐峻谷之易処。 第二章で明らかにしたように、 これまでの三者とは民族が異な しかし、 北魏宗室や宗室十姓 詢碩彦以鐫誌、 非漢族の場合は北 【表1】5-作成時期が近 浚 墓誌の序に 同一 が元端 その ④ 呂 撰者 0 庶 可

えられる。

に矛盾は無い。 と)」とあり、 る。 るため、撰文者は高陽王に関連する人物であった可能性も考 ている。 元端は高陽王雍の子であり、 なるかもしれない。 高陽王雍の故吏、 定は難しいが、【史料1・2】 撰文者が穆彦墓誌と同一人物であったとしても年代・地域的 いても同様の依頼が行われていた可能性が推測できる。その を依頼したことが記されている。このことから趙暄墓誌にお 流芳於泉戸(小子仁、 碩彦に詢り以て誌を鐫り、 すなわち穆纂と元端は高陽王雍を介して繋がりが 子が「碩彦 誰が撰文者であったかは史料的制約により確 元端は高陽王の長子であることがヒントに 『魏書』巻二一上、 世 代 (学問才徳が優れた人物)」に撰文 0 親子共に河陰の変にて殺害され 遷貿を懼 の序によれば穆纂は太尉公・ 庶はくは芳を泉戸に流さん 高陽王雍伝によれ れ 峻谷 の 易 処を恐

辞

が

使い

回されたと考えられる。

穆纂墓誌は

正

光二

この表現と類似した銘辞が既に前の時期にあり、 料6】の両墓誌は洛陽出土であり年代も近いことから影響関 善徒空」 検討してみると、 係が考えられる。 次に (三) の二句が元誨墓誌 について、元愔墓誌 ただ、 制作時期が少し後になるが 張愁墓誌の銘辞の他 (五三一年)と同一である。 【史料5】と張愁墓誌 の部分につい 禍淫莫験 穆亮妻尉氏 実は 史 福 7

(五二六年)に「禍姪莫験、祉善難易」とあるので、張忞墓誌は五二〇年頃から使われるようになった表現を踏まえ銘辞誌は五二〇年頃から使われるようになった表現を踏まえ銘辞あろう。なぜなら撰文の使い回した可能性を否定できないであろう。なぜなら撰文の使い回しは北魏墓誌の全事例に対して割合が低く、もし唐代前半期のように北魏でも手本となる文例集が存在するのであれば、さらに多くの同一・類似の墓誌が見られるはずなので、北魏の段階ではまだ手本が流布しまが見られるはずなので、北魏の段階ではまだ手本が流布していたとは考え難い。そのため、第一章の事例(一)と(二)

墓 誌⁶⁸

(五二○年) に「禍淫莫験、与善無甄」、宇文延墓誌

おわりに

はそれぞれ同一人物が撰文したと考えたい。

た北魏墓誌を具体的に指摘することができた。さらに完全にと見通した。本稿では氏が存在を示唆した撰文が使い回され半期の誌文を作成する手本となる文例集作成へとつながった文を使い回すことが行われ、そのような状況がやがて唐代前文を使い回すことが行われ、そのような状況がやがて唐代前の存在を指摘し、そこから北魏に萌芽的ではあるが墓誌の撰

李航氏は同一人物によって撰文されたと思われる東魏墓誌

同一の使い回しだけではなく、趙暄墓誌 【史料4】のように同一の使い回しだけではなく、趙暄墓誌 【史料4】のように色々な墓誌の銘辞を組み合わせる事例も指摘した。また氏が示した東魏墓誌の兄弟篇は墓誌の大きさや字形まで似通っており、同一人物が撰文し文字を書いた可能性すら想定するが、本稿が扱った墓誌は大きさや字形の類似点はら想定するが、本稿が扱った墓誌は大きさや字形の類似点はり北魏の洛陽遷都に伴う墓誌の流行から間もない五二〇年代り北魏の洛陽遷都に伴う墓誌の流行から間もない五二〇年代り北魏の洛陽遷都に伴う墓誌の流行から間もない五二〇年代り北魏の洛陽遷都に伴う墓誌の流行から間もない五二〇年代のま誌を作製する工房は別だったと考える。なお今回指摘した墓誌を作製する工房は別だったと考える。なお今回指摘した墓誌を作製する工房は別だったと考えたが、それが成立するのは使い回しはいわゆる手抜きと考えたが、それが成立するのは使い回された銘辞が極めて抽象的な文だからであろう。

た。このような状況からするとやや意外であるが、本稿で墓状の撰文者を検討し、時期的変化についても明らかにした。大人が撰文し、後に宗室自身が墓誌の撰文を始めていた。先漢人が撰文し、後に宗室自身が墓誌の撰文を始めていた。先漢人が撰文し、後に宗室自身が墓誌の撰文を始めていた。先満の撰文者を検討し、時期的変化についても明らかにした。まずしたように孝文帝が墓誌文化を受容したのは南朝からの亡述したように孝文帝はといる辞やまた、同一銘辞の存在理由を考察する過程で墓誌の銘辞やまた、同一銘辞の存在理由を考察する過程で墓誌の銘辞やまた。このような状況からするとやや意外であるが、本稿で墓行うことで姻戚関係を通じた社会の表示といるが、本稿で墓

係を結んだが、このような漢族の家格と宗室墓誌の撰文とは違いは見られなかった。宗室は漢人名族、特に五姓と婚姻関誌の銘辞の撰文者を調べた結果、漢族における名族や寒門の

関係がなかった。

にれた これを 一部復元できるのではないかとの見通しを持っている。 集団を探求することが 指されている。本稿では銘辞の 大であるう。 これを 直接検討出来 とが であるう。 これを 直接検討出来 はこのような文化的社会 であるう。 これを直接検討出来 はこのような文化的社会 はこのような文化的社会 はこれを 一部復元できるのではないかとの見通しを持っている。

注

- て―北魏墓誌を中心に」(『中国史学』二十、二〇一〇年)。(1)室山留美子「出土刻字資料研究における新しい可能性に向け
- ても墓誌の総合的利用・研究が提唱されている。
 究雑感」(『史学雑誌』第一二七編第三号、二○一八年)におい二○一七年、以下【窪添二○一七】と称す)。また同「墓誌研(2) 窪添慶文『墓誌を用いた北魏史研究』「序」(汲古書院、
- (3) 例えば墓誌の埋葬地を分析した室山留美子「北魏漢人官僚と

史のいま』、勉誠出版、二○一七年)がある。法・刻派という新たな視座‐北魏墓誌を中心に」(『魏晋南北朝魏墓誌の刻法について分析した澤田雅弘「書法史における刻の埋葬地選択」(『東洋学報』八七‐四、二○○六年)や、北

- (5) フランコ・モレッティ『遠読』(みすず書房、二〇一六年)。(文学通信、二〇一九年)が最新の基礎的な解説を行っている。(文学通信、二〇一九年)が最新の基礎的な解説を行っている。とで客観的証拠を示すことができる点がある。後藤真・橋本雄とで客観的証拠を示すことができる点がある。後藤真・橋本雄とで客観的証拠を示すことができる点がある点・精読で得料を精読するだけでは気付きにくい新発見がある点・精読で得料を精読するだけでは気付きにくい新発見がある点・精読で得料を構造するだけでは気付きにくい新発見がある点・精読で得料を構造するだけでは気付きない。
- 二〇一七】再収)。
- 文研究』(中国社会科学出版社、二〇一六年、以下【魏二〇一五年、以下【馬二〇一五】と称す)や魏宏利『北朝碑志(7)馬立軍『北朝墓志文体与北朝文化』(中国社会科学出版社、「

二〇一六】と称す)。

- 号、二〇二〇年)。 館藏「楊松年墓誌」を手掛かりに」(『古代文化』第七二巻第一館藏「楊松年墓誌」を手掛かりに」(『古代文化』第七二巻第一
- 号、二〇二〇年)。9) 窪添慶文「北朝墓誌について」(『中国 社会と文化』第三五
- 【梶山目録一〇一】と元君墓誌【梶山目録一〇二】、呂通墓誌除外した。洛陽遷都後の墓誌のうち、同一墓誌(寧陵公主墓誌を伴わず、平城(山西省大同)付近が出土地の中心となるためど伴わず、平城(山西省大同)付近が出土地の中心となるため墓誌を五五六件掲載する。洛陽遷都前の墓誌二六件は銘辞を殆墓誌を五五六件掲載する。洛陽遷都前の墓誌二六件は銘辞を始墓は一三年、以下【梶山目録】と称す)は年代が判明する北魏二〇一三年、北朝隋代墓誌所在総合目録』(汲古書院、100円に対している。

二六一】は除外した。さらに銘辞が無い、もしくは確認できな 報』二〇一六年一期)が偽刻を指摘する郭頴墓誌【梶山目録 い事例を除外した。そして年代不詳の元樹墓誌【梶山目録 て扱った。何俊芳「新見五方偽刻北魏墓志辨釈」(『許昌学院学 【梶山目録三一〇】と呂達墓誌【梶山目録三一五】)は一件とし 一五九】および参考文献に挙げた新出土墓誌の事例四一件を

11) 具体的な分析手法は拙稿「中国・北魏研究とデジタル

増やし、計四二九件の銘辞を扱った。

- で紹介している。 ヒューマニティーズ」(『人文情報学月報』一〇八、二〇二〇年
- 12) 毛遠明『漢魏六朝碑刻校注』(銭装書局、二〇〇八年、以下 文、淵、的影響而誤刻」。 【碑校】と称す)。【碑校五 - 一〇八】「当作〝峻〞。大約是受前

13) 【碑校五 - 一〇八】 「墓誌彙編作 ″栽″、誤」。 しかし拓本をみ

- 14) 【碑校五 一〇八】 「通 ´墓、、二字有同源関係」とするが る限りでは「栽」に近い。 以下【遺著】と称す)は「但一般不通用」を追加する。 毛遠明教授遺著『漢魏六朝碑刻集釈』(漢魏六朝碑刻数据庫 恐らく
- (15) 【碑校六 一九三】 「即 "師衆"、原刻衍 **´師´字」**。

単純な彫り間違いと考えられる。

(16)【碑校六‐一九三】「此句原刻当脱一字」。

- 17 【碑校六-一九三】「十三日當為 ´庚子ҳ。 原墓誌作 ″戊子′、
- については保留する。 是撰文者照抄、還是其中一通是偽刻、存疑待考」と述べ、真偽 【遺著】は穆纂墓誌の簡介で「『元端墓誌』銘辞与此完全一様。
- 19) 孝文帝の姓族詳定により胡族において最高とされた八つの 族であり、具体的には穆・陸・賀・劉・樓・于・嵆・尉氏が該

20)【碑校六-二九九】「香、当作 /声 /。金声与玉振対挙、

(21)【碑校六 - 一八四】「七世、当作八世。也字、 ***香、則不倫。原刻誤」。** 前脱孫字」。 当作孫 或者

作

- 〔22〕李建平・尚磊明「邙洛近年新出北魏馮聿・源模・張懋墓誌商 同一と言及するが、詳細な検討は特に行っていない。 補」(『中原文物』二〇一三年第五期)は両墓誌の銘辞の一部が
- (23) 氣賀澤保規編『復刻 二〇〇二年、以下【地時記】と称す)。 洛陽出土石刻時地記』(汲古書院
- 24) 松下憲一「北魏後期墓誌における官位と大きさの関係」(『史 朋』第四四号、二〇一一年)は、北魏後期の宗室墓誌は約八割
- かったとする。 製している状況が窺われることから官位に応じた等級制度は無 墓誌を作る傾向があるが、例外もあり、各家が私的に墓誌を作 が50四以上の大型墓誌であったと指摘する。また高官が大型の
- 〔25〕于唯徳・周国文「北魏《穆君墓誌銘》考釈及書法芸術」(『美 与時代 (中)』二〇一八年第四期
- 〔26〕 『魏書』巻二七、穆崇伝、「及有司奏諡、太祖親覧諡法、 義不克曰 "丁"。太祖曰「此当矣」。乃諡曰丁公」。 至述
- 〔27〕林楓珏「<穆亮墓誌>考釈」(『史原』復刊第四期、
- 前揭林楓珏論文参照
- 29 誌当更可信」とする。 【遺著】も穆彦墓誌については「職官相 合、 而謚號不合、
- 〔30〕于右任(一八七九~一九六四年)は清末から民国時代に 博物館に所蔵されている北魏墓誌は多い。 ての政治家であり書家でもある人物で、彼が所有し現在は碑林 しかし、その全てが かけ

- 二〇一五】では偽刻とする。
- 【窪添二○一七】再収)参照。 【窪添二○一七】再収)参照。
- (3)出鳥「ヒ鬼り等削いとりを整って疾り夏とせいこう」(『旬山里処。夫婦誌、同穴同時出土」とある。(32)【時地記二三七】に「民国十八年陰暦六月、洛陽後溝村東二(32)【
- (34)北魏宗室墓誌は一四五件あるが、うち銘辞が無いもの七件・大学大学院文化科学研究科紀要』十二、二〇〇一年)。

- 三三八】が「帝緒雖返、星原猶在」と祖先について述べる。姻相手である元氏の祖先について用いる。張問墓誌【梶山目録融妃穆氏墓誌【梶山目録九三】が「帝緒初基、清源亦始」と婚四四六、四九二】が該当する。元氏以外の用例は二件ある。元四四六、出 日 録 三一、四一、六二、一〇六、二九〇、三〇七、36)【梶 山 目 録 三一、四一、六二、一〇六、二九〇、三〇七、
- 蔵影、蒼舒奄跡」と本人の死去について述べる。る。元氏以外の用例は、源模墓誌【梶山目録四五二】が「王孫37)【梶山目録二七五、二八二、三一二、三九一、四一四】が該当す
- [38] 【梶山目録三九一、四一四、四五四、五○二】と元泰墓誌(「洛

- である。陽新出北魏元泰墓志考釈」)が該当し、すべて元氏のみの用例
- 用例である。39)【梶山目録三一、八○、一○六】が該当し、すべて元氏のみの39)【梶山目録三一、八○、一○六】が該当し、すべて元氏のみの
- 参」とする。 陰之難。二墓誌出土、文采・書法相類、応是一人所為、可以互陰之難。二墓誌出土、文采・書法相類、応是一人所為、可以互
- びそこで挙げられた論文を参照。 第八号、明治大学東アジア石刻文物研究所、二〇一九年)おより、 梶山智史「稀見北朝墓誌輯録(四)」(『東アジア石刻研究』
- 添二〇一七】再収)。
 添二〇一七】再収)。
- (4)『魏書』巻八三上、外戚上、馮熙伝、「柩至洛七里澗:添二〇一七】再収)。
- 添二〇一七】再収)。 (45) 窪添慶文「長楽馮氏に関する諸問題」(二〇一二年初出、【窪衰往迎、叩霊悲慟而拜焉。葬日、送臨墓所、親作誌銘」。
- (二〇一一年初出、余欣主編『中古時代的礼儀・宗教制度』、上4) 徐冲「従 "異刻』 現象看北魏後期墓誌的 "生産過程。」添二〇一七】再収)。
- (4) 中砂明徳「唐代の墓葬と墓誌」(礪波護編『中国中世の文物』、別での明徳「唐代の墓葬と墓誌」(礪波護編『中国中世の文物』、知の明徳「唐代の墓葬と墓誌」(礪波護編『中国中世の文物』、

海古籍出版社、二〇一二年再収)。

(A) 愛宕元「唐代の墓誌銘」(『月刊しにか』第十二巻第三号、 (名) 愛宕元「唐代の墓誌銘」(『月刊しにか』第十二巻第三号、

祖服

- 【馬二〇一五】第二章「碑志分流与北朝墓誌之形成
- 【魏二〇一六】第四章第一節「北朝碑誌的作者及其相関問題」。
- 50 二〇一六】が詳細で適切なのでこれに従った。また張鵬『北朝 刻文献所見的北朝作家」も参照した。 石刻文献的文学研究』(社会科学出版社、二〇一五年)付録「石 【馬二○一五】六五~八二頁に列挙された史料に基づき時系 **銘辞が無い事例は除外した。分類方法は【魏**
- 52)【魏二〇一六】二三〇頁。太昌元年十一月十九日。 【梶山目録五二〇】・楊叔貞墓誌(銘辞なし)【梶山目録山目録五一二】・楊仲宣墓誌【梶山目録五一二】・楊遵智墓誌 【梶山目録五〇八】・楊順墓誌【梶山目録五一〇】・楊遁墓誌 楊侃墓誌
- [53] 羅新·葉煒『新出魏晋南北朝墓誌疏証(修訂本)』(中華書局 二〇一六年)の黄法氍墓誌(五七六年)は左民尚書の江総が序、 担当することが指摘されている。 南朝では朝廷が王侯貴族を葬る場合は秘書省の関係者が撰文を 太子率更令・大著作・東宮舎人の顧野王が銘辞を撰文している。
- 【魏二〇一六】二二七~二二八頁。
- 前揭窪添慶文注(43)論文。
- 科学研究所、一九九三年)参照。 大夫化の一軌跡」(礪波護編『中国中世の文物』、京都大学人文 長部悦弘「元氏研究―北朝隋唐時代における鮮卑族の文人士
- 逸欽立 『先秦漢魏晋南北朝詩』、北魏詩、巻一。
- 要である。唐代の事例ではあるが、白居易でさえ祖父や父の撰 文を親友に依頼している(『白氏文集』巻二九)。 撰文の能力があれば必ず撰文する訳ではない点にも注意が必
- 七五 四、二〇一七年)、五五~五七頁。 池田恭哉「甄琛から見る北魏という時代」(『東洋史研究会

- (6) 拓跋力微の祖父隣の兄弟や伯父などの子孫。 除く胡・周・長孫・奚・伊・丘・亥・叔孫・車氏。
- 61) 4 ①の茹仲敬について、姚薇元『北朝胡姓考』(科学出 修訂)によれば茹氏は非漢族の内入諸姓に該当する。ただし 社、一九五八年刊行、中華書局、一九六二年初版、二〇一二年 の情報だけでは民族が不明である。 南斉書』に茹姓が複数みられ漢族の可能性もあるため、墓誌
- 係は劉勰『文心雕龍』、誄碑の条に記されている。 に誄が読まれ諡を賜うことが記されている。また誄と碑文の関 ぎの記録)と関連が深い。『周礼』春官、大史の条に、遣の日 死者の生前の功績を述べ、その死を傷む辞。諡や繋世
- 63) 誄は諡を定めるための縁起を記した実用的な文章であったが 達男「楊雄「元后誄」 銘辞にかなり類似した文となっていった。詳細については嘉瀬 哀悼の部分も儀礼的な表現となる点が挙げられる。誄は墓誌の 数句に韻を踏み、経書の典故が用いられ、構成の順序が決まり、 えはじめる。共通点としては、主として四字句で構成され、偶 前漢の元帝の妻である元后の誄から墓誌・墓碑と近い特徴を備 の背景と文體」(『学林』四六・
- (4) この変遷については、西岡弘『中国古代の葬礼と文学 二〇〇七年)などを参照 策 - 魏晉南朝における誄の分化」(『中国詩文論叢』二六、 研究』(人民文学出版社、二〇〇五年)・松原朗「誄と哀辭と哀 版)』(汲古書院、二〇〇二年)・黄金明『漢魏晋南北朝誄碑文

四七、二〇〇八年)参照。

- (6) 梶山智史「北魏における墓誌銘の出現」(『駿台史学』第 文化的創生」(『唐研究』第二三輯、二〇一七年)。 一五七号、二〇一六年)および徐冲「馮熙墓誌与北魏後期墓誌
- 『遷洛元魏皇族与士族社会文化史論』(中国社会科学

版社、二〇一七年)

- (67)【梶山目録四八九】。洛陽出土。 遼寧省博物館
- 【梶山目録二二五】。洛陽出土。 西安碑林博物館所蔵
- 【梶山目録三七六】。洛陽出土。 鄭州市華夏文化芸術博物館所
- 団の復元」(二〇二〇年度史学会大会報告、東洋史部会)にて 更に存在する。「北魏墓誌の用語の選好性にみる文化的社会集 発表済みであり、 本稿で扱った事例以外にも銘辞の一部を組み合わせた墓誌が 今後、論文発表をする予定である。
- 71)段朋飛「北魏元氏宗族出土墓志研究探微」(『特立学刊 二〇一七年三期)。

参考文献 二〇一五年) / 趙文成・趙君平編『秦晋豫新出土墓誌蒐佚続編 年)/陳爽『出土墓誌所見中古譜牒研究』(学林出版 中国出土墓誌』陝西3(文物出版社、二〇一五年)/ 王連龍『新見北朝墓誌集釈』(中国書籍出版社、二〇一三 (国家図書館出版社、二〇一五年) / 中国文物研究所等編『新 【梶山目録】未収録の北魏墓誌史料・中文 「河北賛

蔵墓誌 版社、二〇一六年) / 葉煒・劉秀峰主編『墨香閣蔵北朝墓誌 版社、二〇一六年)/胡戟 朝芸術研究院編著 皇県北魏李翼夫婦墓」(『考古』二〇一五年第十二期) 二〇一七年) / 陝西歴史博物館編『風引薤歌:陝西歴史博物館 獲墓誌(2015)』(中華書局、二○一七年)∕中国国家博物館編 「中国国家博物館館蔵文物研究叢書・墓誌巻」(上海古籍出版社: (上海古籍出版社、二〇一六年) / 斉運通・楊建鋒編『洛陽新 幸編』 (陝西師範大学出版社、二〇一七年)/斉運通 『北朝芸術研究院蔵品図録 『珍稀墓誌百品』(陝西師範大学出 墓誌』 /大同北 (文物出

趙力光主編『北朝墓志百品』(中華書局、二〇一八年)/北京

期) / 張永華・趙文成・趙君平編『秦晋豫新出土墓誌蒐佚三編 南大学新藏墓誌集釈』(鳳凰出版社、二〇一八年)/趙耀輝「北 菁華・続編』(北京大学出版社、二〇一八年)/毛遠明編著 大学図書館金石組編『1996-2017 北京大学図書館新蔵金 (国家図書館出版社、二〇二〇年) 洛陽新出北魏元泰墓志考釈」(『文物研究』二〇一九年第五 《王彤墓誌》小考」(『青少年書法』二〇一九年)/楊振威

参考文献 【梶山目録】未収録の北魏墓誌史料 二〇一五二〇一七二〇一九年) 石刻研究』第六・七・八号、明治大学東アジア石刻文物研究所 梶山智史「稀見北朝墓誌輯録 (二)・(三)・(四)」 1. 日文 (『東アジア

【付記】本稿は二〇二〇年度文部科学省科学研究費補助金 手研究・20K13209 および基盤研究 C・20K01017)に

よる研究成果の一部である。

おおち せいこ 名城大学理工学部教養教育助

【表1】 北魏墓誌銘文より判明する銘辞の撰文者

< 1、史臣>

No.	墓誌銘【梶山目録】	紀年 (年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」	
(1)	比丘尼統慈慶墓誌	正光5年 (524) 5月18日	征虜将軍・中散大夫・領中書舍人 の常景	
Ĺ	【梶山目録 304】		「乃命史臣、作銘誌之」	
2	元懌墓誌 孝昌元年 (525) 11 月 20 日 史臣		史臣	
	【梶山目録 343】		「乃命史臣、鐫芳玄室。其詞曰」	
3	元熙墓誌	孝昌元年(525)11月20日	史臣	
	【梶山目録 341】		「爰命史臣、勒銘泉室。其詞曰」	
4	胡明相墓誌	孝昌3年 (527) 5月23日	史臣	
	【梶山目録 398】		「乃命史臣、作銘曰」	

< 2、墓主の親族>

No.	墓誌銘【梶山目録】	紀年 (年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」*根拠		
(I)	元颺墓誌	延昌3年 (514) 11月4日	季弟の元欽 (北魏宗室)		
	【梶山目録 144】		「敬飾玄石、以述清徽。乃作銘曰」		
(2)	高道悦夫人李氏墓誌	神亀2年 (519) 2月20日	子の高輝 (遼東高氏)		
	【梶山目録 203】		「因此動際、追立誌序」		
	高道悦墓誌	神亀2年(519)2月20日	子の高輝 (遼東高氏)		
②'	【梶山目録 204】		*【梶山 2016】は改葬・撰文者とする		
(3)	李叔胤妻崔賓媛墓誌	神亀2年 (519) 4月12日	外甥の崔巨倫 (博陵崔氏)		
	【梶山 2015 - 9】		「文夫人長弟…巨倫孝宗造」		
(4)	孫遼浮図銘記	正光5年 (524) 7月25日	子の孫顕就・霊鳳・子沖等(定州 孫氏)		
4	【梶山目録 305】		「追述亡考精誠之功、敬造浮図一 区、置於墓所…迺作銘曰」		
(5)	元茂墓誌	正光6年(525)3月17日	弟の元洪略 (北魏宗室)		
	【梶山目録 329】		「以名鐫石、方与地富。其辞曰」		
(6)	李遵墓誌	正光6年(525)5月22日	内妹の夫の張景淵		
	【梶山目録 330】		「敬刊幽石、勒美玄堂。其詞曰」		
(7)	羊祉妻崔氏墓誌	孝昌元年(525)8月30日	子の羊允 (泰山羊氏)		
	【梶山目録 333】		「亦是其実録云」		
	元挙(景昇)墓誌	武泰元年(528)2月21日	弟の元景文 (北魏宗室)		
8	【梶山目録 414】		「故託金石以鐫声、図風輪以刊徳。 乃作銘曰」		

9	長孫季及妻慕容氏 墓誌	太昌元年(532)11月18日	子の長孫慶等 (宗室十姓)	
	【梶山目録 506】		「謹追録遺徽、少敷哀苦…乃作銘曰」	
10	長孫士亮妻宋霊妃 墓誌	永興(熙)2年(533) 正月30日	夫の長孫士亮 (宗室十姓)	
	【梶山目録 534】		「乃鏤石於泉宮。其詞曰」	
(1)	元鑚遠墓誌	永熙 2 年(533)11 月 25 日	序は長兄の元暈業? 銘辞は季弟の 元昭業(北魏宗室)	
	【梶山目録 544】		「長兄暈業…一離同体、永辞偕老 …季弟昭業為其銘曰」	

<3、墓主(墓主の親族)の友人>

No.	墓誌銘【梶山目録】	紀年 (年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」	
1)	元弼墓誌	太和 23 年(499)9 月 29 日	趙郡李珍 (漢族五姓)	
	【梶山目録 39】		「託金石以遺文。乃作銘曰…感哀 去友」	
	尹祥墓誌	孝昌2年 (526) 7月24日	直寝・洛陽令の李該	
2	【梶山目録 361】		「友人直寝・洛陽令李該…乃憑筆 以追余高、寄銘以伝遺詞、曰」	
_	寇霄墓誌	永安3年 (530) 2月	司馬彧(漢人名族?)	
3	【梶山目録 479】		「朋人司馬彧…故望泉門而泣徳、 託玄石以誌音。其辞曰」	
4	鄭平城妻李暉儀墓誌	太昌元年(532)3月12日	序は子の鄭伯猷等(漢族五姓)。 銘辞は中書侍郎の魏収(鉅鹿魏 氏・北地三才)	
	【梶山目録 539】		「哀嗣伯猷等…然書不尽言、無能 万一。友人中書侍郎鉅鹿魏収…託 其為銘」	

< 4、墓主(墓主の夫)の同僚・部下・弟子>

No.	墓誌銘【梶山目録】	紀年 (年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」	
1	任城王妃李氏墓誌	景明2年(501)11月19日	前国大農府功曹史の茹仲敬。夫 (北魏宗室) の部下。	
	【梶山目録 51】		「前国大農府功曹史臣茹仲敬造」	
(<u>2</u>)	皇甫驎墓誌	延昌4年 (515) 4月18日	前雍州主簿・横水令の辛対	
	【梶山目録 152】		「辛対与君纏篤…刊記金石。其辞日」	
(3)	元謐妃馮会墓誌	熙平元年(516)8月2日	国臣の胤等。夫(北魏宗室)の部 下?	
	【梶山目録 160】		「勒清塵於玄石。其辞曰」	
4	寇憑墓誌	神亀2年 (519) 2月23日	僚友	
	【梶山目録 205】		「寄泉壤以図記、託幽堂以流詠。 乃作銘頌」	

(5)	劉阿素墓誌	正光元年(520)10月	同火人・典御監の秦阿女等。宮 女。	
	【梶山目録 232】		「乃刊玄石、述像徳音。其辞曰」	
(6)	劉華仁墓誌	正光2年 (521) 3月17日	同火人・内傅母の王遺女(渤海王 氏)	
	【梶山目録 246】		「故刊玄石、述像徳音。其辞曰」	
(7)	王静墓誌	正光4年 (523) 3月11日	故吏功曹の于悦等	
	【梶山目録 280】		「乃作誌銘、其詞曰」	
(8)	元隠墓誌	正光5年 (524) 3月11日	門生故吏	
	【梶山目録 300】		「宣述景行、題記氏族…其詞曰」	
(9)	劇市墓誌	孝昌元年(525)11月20日	故功曹の呂謐。主簿の畦玉等。	
	【梶山目録 347】		「乃作頌曰」	
10	李達及妻張氏墓誌	孝昌3年 (527) 5月10日	魏郡功曹の邵阿 (同郷の官)	
	【梶山目録 396】		「乃刊石作銘、播之不朽。其詞曰」	
111	元継墓誌	永安 2 年(529)8 月 12 日	前佐司徒府諮議参軍事・太常卿の 王衍(瑯琊王氏)と前佐司徒府記 室参軍事・大将軍府従事中郎の新 平馮元興等。(部下)「頗有文才・ 世集」(『魏書』巻 79)	
	【梶山目録 468】		「故鑿誌埏陰、刊載氏族。乃作銘 曰」	
12	法師杜墓誌	永熙3年(534)2月3日	弟子の智微・道遜・覚意等	
	【梶山目録 549】		「興言永慕、乃作銘曰」	

< 5、墓主と明確なつながりが見られない者に依頼>

No.	墓誌銘	紀年 (年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」*根拠	
	李仲胤墓誌	正始4年(507)3月1日	安東府主簿の盧文礼 (范陽盧氏)	
1	【梶山目録 554】		「鐫茲玉徳、刊銘玄宮。安東府主 簿范陽盧元礼造」	
	元淑及妻呂氏墓誌	永平元年(508)12月4日	太常博士の青州田徽宝	
2	【梶山目録 92】		「太常博士青州田徽宝造、書者相 州主薄魏治」	
3	陸希道墓誌	正光 4 年(523)	銘辞は前涼州刺史・兼吏部郎中の 袁翻(陳郡袁氏)。「少以才学擅美 一時」(『魏書』巻 69)	
	【梶山目録 295】 『金石萃編』巻 29		「前涼州刺史兼吏部郎中陳郡袁翻 字景翔制銘」	
4	呂達(通)墓誌	正光5年 (524) 11月3日	子の仁が「碩彦」に依頼	
	【梶山目録 310・ 315】		「小子仁…詢碩彦以鐫誌、庶流芳 於泉戸。乃作銘誌、其詞曰」	

(5)	宣武帝嬪李氏墓誌	孝昌2年 (526) 8月6日	「工を簡びて能に命ず」	
(3)	【梶山目録 363】		「故簡工命能、而作是頌焉」	
(6)	侯剛墓誌	孝昌2年 (526) 10月18日	侍御史の戴智深 (譙郡戴氏)	
0	【梶山目録 367】		「侍御史譙郡戴智深文」	
(7)	元湛墓誌	建義元年(528) 5 or 7月 18 日	宋霊鳥 (西河宋氏)	
	【梶山目録 437】		「西河宋霊烏文」	
	王誦墓誌	建義元年(528)7月27日	序は弟の王衍 (琅邪王氏)。銘辞 は撫軍将軍の李獎 (頓丘李氏)。	
8	【梶山目録 439】		「弟衍…謹序遺行、寄之鐫勒。撫 軍将軍頓丘李獎…輒憑以為銘」	
9	元樹墓誌	北魏(時期不詳)	温子昇(北地三才)	
	【梶山目録 1159】		*『全後魏文』巻 51、温子昇	

【表2】 北魏における誄の撰文者 *巻は『魏書』の巻数

No.	卷	撰文者	撰文者が判明する記載内容
1	48	高允	允所製詩賦誄頌箴論表讃・左氏・公羊釈・毛詩拾遺・論雑解・議 何鄭膏肓事・凡百余篇、別有集行於世。…允弟推…遇疾卒於建業。 …允為之作誄。
2	93	文士 百余人	王叡、字洛誠、自云太原晋陽人也。…尋薨、時年四十八。高祖· 文明太后親臨哀慟、…京都文士為作哀詩及誄者百余人。
3	62	李彪	李彪、字道固、頓丘衞国人、高祖賜名焉。…其所著詩頌賦誄章奏 雑筆百余篇、別有集。…彪雖与宋弁結管鮑之交…及弁卒、彪痛之 無已、為之哀誄、備尽辛酸。
4	39	李仲尚	伯尚弟仲尚、…二十著前漢功臣序讃及季父司空沖誄、時兼侍中高 聡、尚書邢巒見而歎曰、「後生可畏、非虚言也。」…景明中、坐兄 事賜死、年二十五。
5	65	李平	李平、字曇定、頓丘人也…熙平元年冬卒…所製詩賦箴諫 詠頌、別 有集録。
6	55	劉懋	芳従子懋、字仲華。…熙平二年冬、暴病卒。…懋詩誄賦頌及諸文 筆、見称於時。
7	32	封偉伯	偉伯、字君良…雅為太保崔光・僕射游肇所知賞。…正光末、尚書 僕射蕭宝寅以為関西行台郎。及宝寅為逆、偉伯乃与南平王冏潜結 関中豪右韋子粲等謀挙義兵。事発見殺、年三十六、時人惜之。… 偉伯撰封氏本録六卷、并詩賦碑誄雑文数十篇。
8	20	元延明	出帝初、贈太保、王如故、諡曰文宣。所著詩賦讃頌銘誄三百余篇。